

久留米市再犯防止推進計画（案）
（くるめ支え合うプラン 分冊）

令和 4 年●月

久留米市

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

久留米市では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、くるめ支え合うプランの取組みなどを通じて、困りごとを抱えながらも支え合って暮らしていける地域づくりを進めています。

犯罪の防止に向けた取組や、犯罪や非行をした人の立ち直り支援も、誰もが役割を持てる社会の実現に向けた一歩です。

【地域共生社会とは】

○多様性による経済的成長と分配の好循環をめざし、国が「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年(2016年)6月2日閣議決定)等で掲げた考え方で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

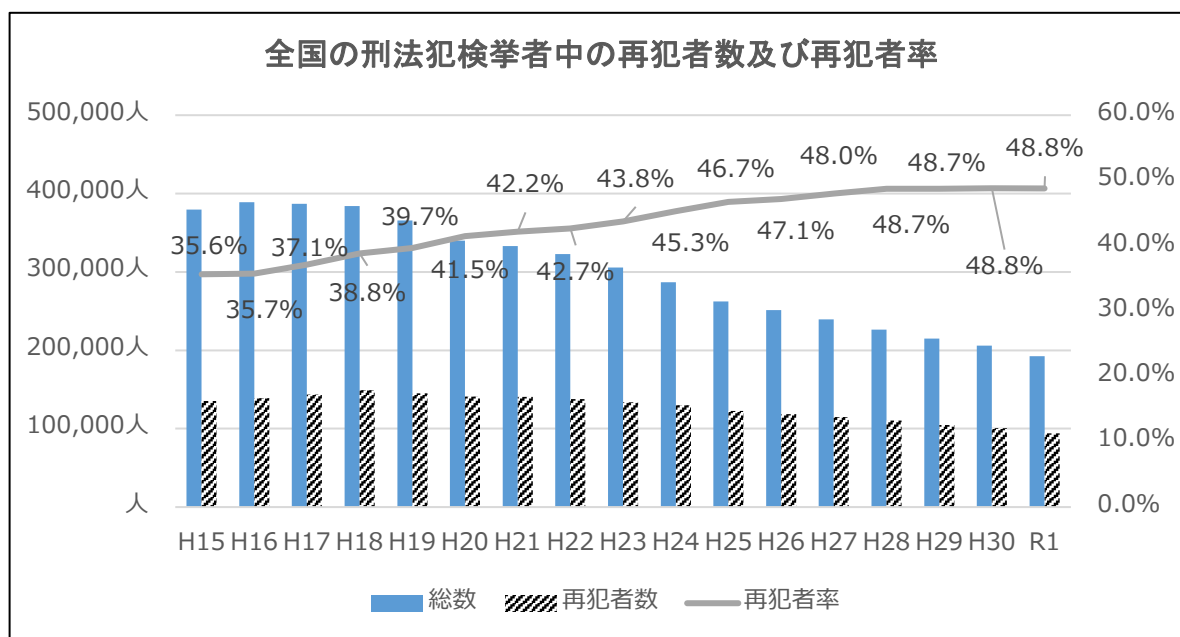


※厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

【地域共生社会の実現に向けた方向性】

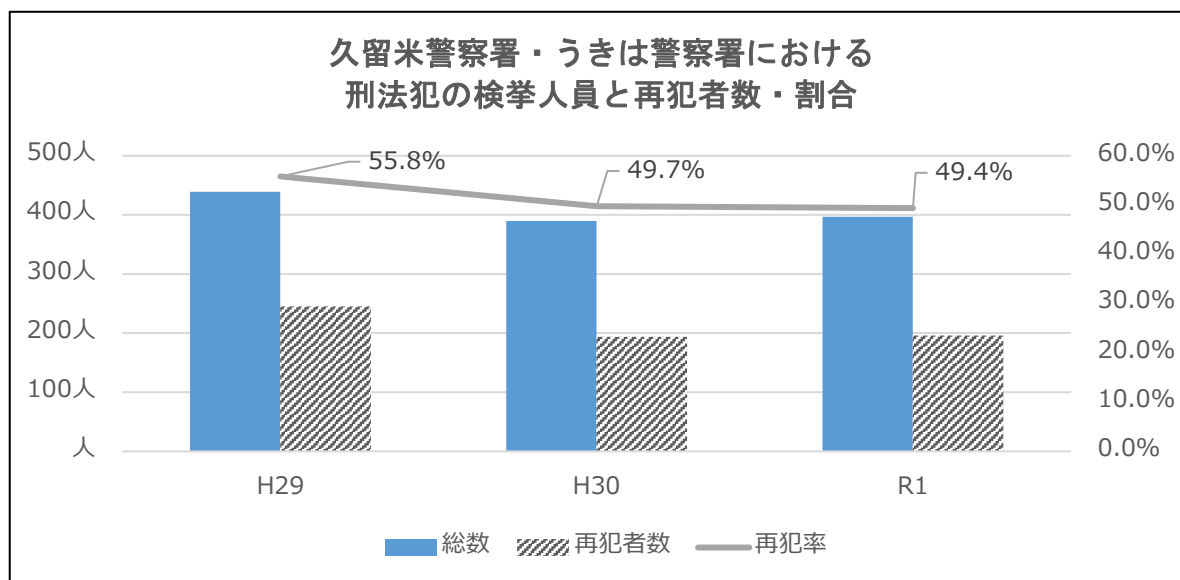
- 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
- 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

統計データを見てみると、全国の刑法犯の検挙※¹者数は、平成 17 年（2005 年）以降、毎年減少していますが、再犯※²者率は、近年上昇傾向にあり、令和元年（2019 年）は、過去最高の 48.8%となっています。



※法務省「令和二年版再犯防止推進白書」より

本市においても、全国同様、ここ数年の再犯者率は、50%前後で推移しています。



※出典 ●●

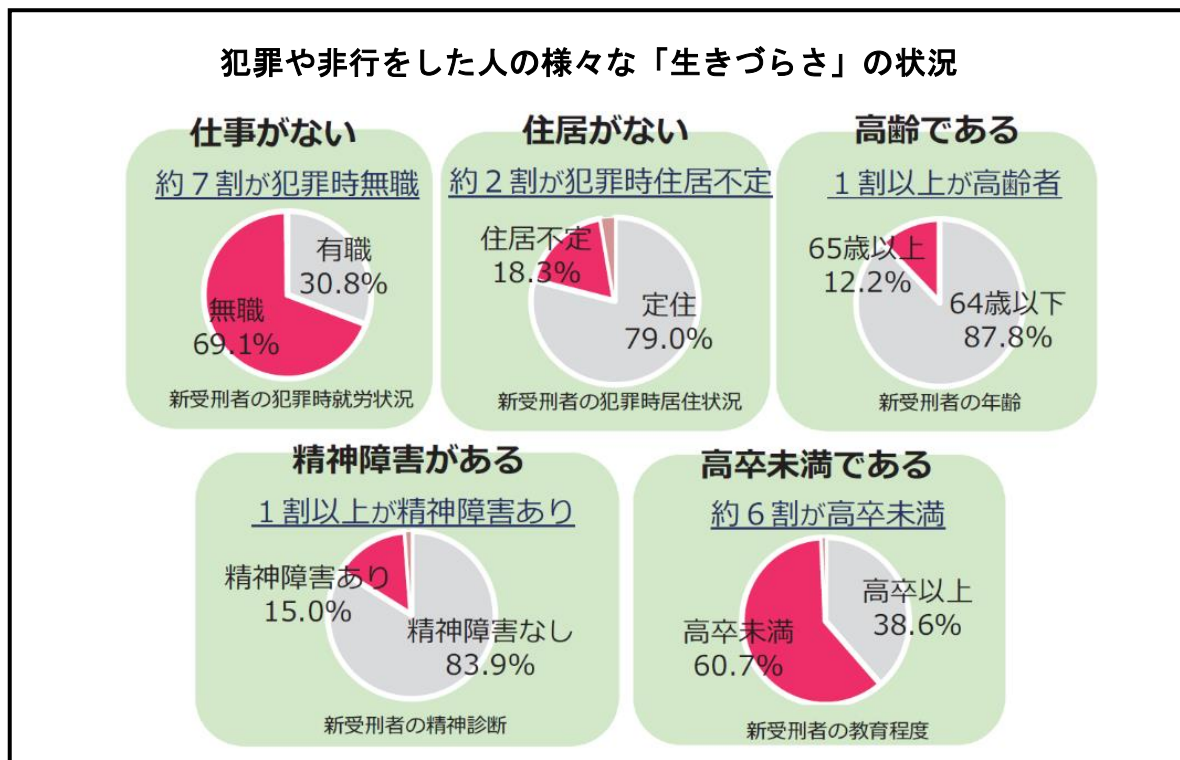
※ 1 検挙：検察官、警察職員等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者（捜査機関から犯罪の疑いを受け、まだ起訴（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為）されていない者）とすること。

※ 2 再犯：犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）が犯罪をすること。

また、犯罪や非行をした人の中には、貧困や病気、依存、トラウマ等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人もいます。

こうした生きづらさは、周りからは見えにくかったり、様々な要因が重なったりすることも多く、再犯を防止するには、刑事司法関係機関による取組みだけでは、その内容や範囲に限界があります。

そのため、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。



※法務省「矯正統計年報」（平成 30 年）より

このようなことから、国において、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）が施行され、平成 30 年度から 5 か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」が策定されました。

このような状況や、犯罪や非行をした人に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要だと言われていることを踏まえ、久留米市再犯防止推進計画を策定します。

なお、本計画は、犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員になることを支援することで、再犯を防止し、誰もが安全で安心して

暮らせる社会の実現をめざし、くるめ支え合うプランと一体的に推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条に定められた地方再犯防止推進計画です。
計画期間は、令和7年度（2025年度）までとしますが、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直します。

第2章 具体的な取組み等

1 めざす姿

地域共生社会の実現に向け、「支え合うところあふれるまち くるめ」をめざします。

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となるよう、本章の4に掲げる取組みを推進します。

2 取組みの方向性

国や県（警察を含む。）と連携、適切な役割分担のもと、次に掲げる人や団体などと協働し、くるめ支え合うプランに掲げる取組みと一体的に進めていきます。

- ・ 地域住民
- ・ 犯罪をした者等の立ち直りを支援する無償の国家公務員である保護司※¹
- ・ 青少年の健全育成を支援する女性ボランティア団体である更生保護女性会※²
- ・ 少年の成長を助ける青年ボランティア団体である BBS 会※³
- ・ 過去に罪を犯したことを知った上で雇用し、立ち直りを支援する協力雇用主※⁴
- ・ 地域コミュニティ組織※⁵
- ・ NPO
- ・ 民生委員・児童委員※⁶
- ・ 社会福祉法人※⁷
- ・ その他の支援関係機関※⁸

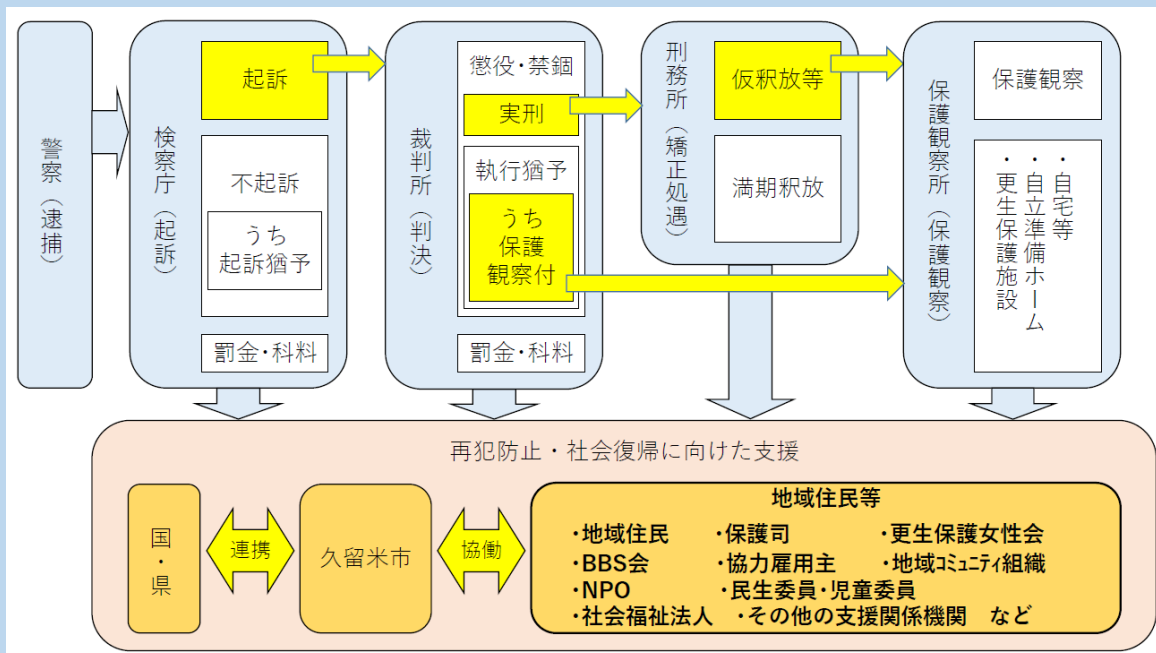
3 被害者等への配慮

本章の4に掲げる取組みは、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任等を自覚すること、被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるという認識を持って、推進します。

また、犯罪や非行をした人の人権を尊重しつつ、被害者等の心情にも配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、重層的に取組みを進めます。

-
- ※ 1 保護司：犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察（犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うもの。）の実施、犯罪予防活動等の更生保護（罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生を助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動）に関する活動を行う。
 - ※ 2 更生保護女性会：地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
 - ※ 3 BBS会：非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。
 - ※ 4 協力雇用主：犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護（刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人からの申出に基づき、保護観察所において、緊急的に必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。）の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主。
 - ※ 5 地域コミュニティ組織：自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織（小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災などの自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う組織）、各種住民団体などの総称。
 - ※ 6 民生委員・児童委員：厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、それぞれの地域において、地域住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、見守りや安否確認などを行う人。（主任児童委員を含む。）
 - ※ 7 社会福祉法人：社会福祉事業（高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が、自立してその人らしく安心して暮らせるよう、必要な保護、援助、育成などの支援を行う施策・事業）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。高齢者や障害者、子どもなどを対象とした各種福祉施設や事業を運営する。
 - ※ 8 支援関係機関：地域生活課題（日常生活を営むうえで支障となっている解決すべき課題）の解決に資する支援を行う関係機関。

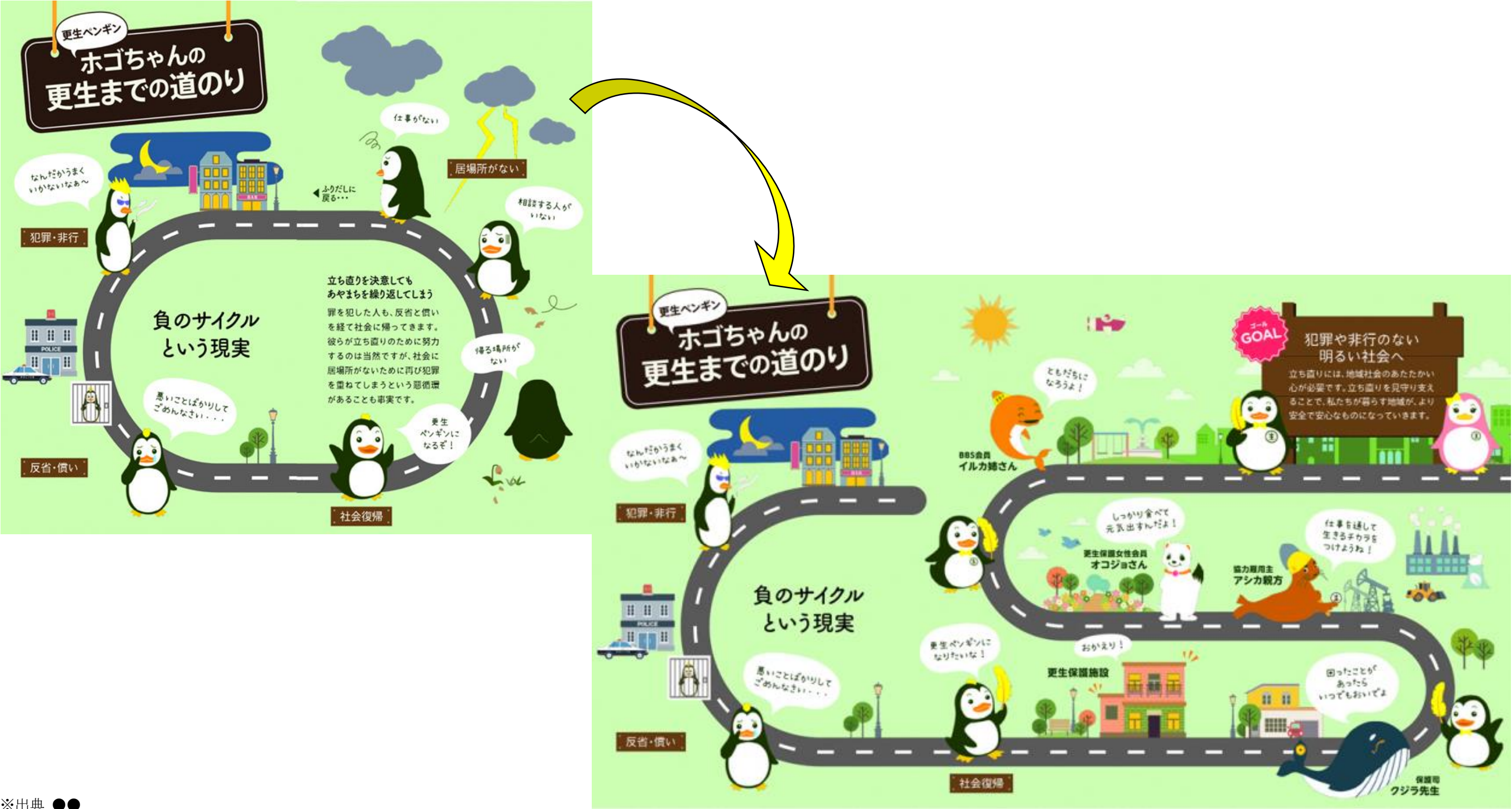
【更生保護の流れ】



- ※ 起訴猶予：不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重、情状及び犯罪後の状況等により、公訴を提起しないもの。
- ※ 執行猶予：有罪の判決において、情状により一定の期間だけ刑の執行を猶予し、その間を再犯等がなく過ごした場合は、その刑の執行を免除し、有罪判決そのものが消滅するもの。
- ※ 矯正処遇：犯罪をした人や非行のある少年の改善更生のための処遇。
- ※ 仮釈放：受刑者を刑期満了に先立って仮に釈放して一般社会において更生させることを図り、仮釈放期間を無事経過したときは再び施設に収容することを免除する制度。
- ※ 更生保護施設：刑務所出所者等を一定の期間保護して、円滑な社会復帰を助ける民間の施設。
- ※ 自立準備ホーム：あらかじめ保護観察所に登録されたNPO等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。保護観察所が宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

【更生までの道のり】

このイラストは、立ち直りを決意した人が直面しうる「負のサイクル」と、彼らに拠り所や居場所を提供し、犯罪や非行からの立ち直りを支える「更生保護」の活動、そして彼らの立ち直りの先には、地域全体の「安全・安心」があることを表現しています。



4 具体的な取組みの内容

(1) 生活困窮者※¹の自立支援への対応

犯罪や非行をした人の中には、困窮状態にある人もいるため、次の取組みを行います。

- 生活に困窮している状態を早期に発見し、支援につなげることができるよう、見守り活動を促進するとともに、支援関係機関の連携を推進します。
- 困窮状態から早期に抜け出せるよう、生活困窮者自立支援事業※²を支援関係機関と連携して実施します。
- 重層的支援体制整備事業などを活用し、困窮状態の解消に取り組みます。

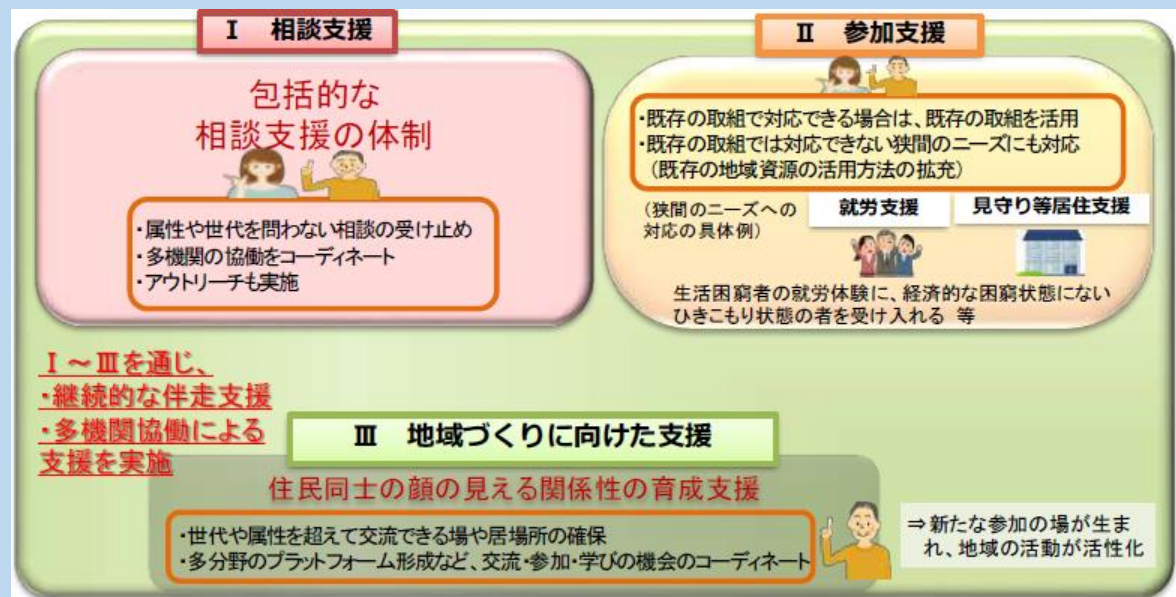
【重層的支援体制整備事業とは】

- 本人や世帯の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、次の支援を一体的に実施する事業
 - (1)相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）
 - (2)参加支援（本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援）
 - (3)地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）
 - (4)アウトリーチ等を通じた継続的支援（複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける）
 - (5)多機関協働による支援（複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題に把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の調整といった、調整機能の役割を果たす）

※1 生活困窮者：就労や心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、実際に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある人。

※2 生活困窮者自立支援事業：経済的に困っている人の抱える課題の解決と生活の安定・自立を目指し、自立相談支援事業（生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するため、相談者が抱えている課題を把握し、支援計画を作成した上で、自立に向けた支援を行う事業）や家計改善支援事業（相談者と一緒に家計収支を見える化し、生活再建に向けた支援を行う事業）等を実施する事業。

【重層的支援体制整備事業の全体像】



（２）居住・就労に課題を抱える人への対応

犯罪や非行をした人の中には、居住や就労に課題を抱える人もいるため、次の取組みを行います。

○重層的支援体制整備事業などを活用し、生活基盤を整える支援を行います。

保護司の活動のコラム

協力雇用主の活動のコラム

（就労支援部会の動きとか）

（３）保健医療・福祉サービスを必要とする人への対応

犯罪や非行をした人の中には、保健医療・福祉サービスを必要とする人もいます。ため、次の取り組みを行います。

- 保健医療・福祉サービスを必要とする可能性のある状態を早期に発見し、支援につなげることができるよう、見守り活動を促進するとともに、支援関係機関の連携を推進します。
- 重層的支援体制整備事業などを活用し、適切な保健医療・福祉サービスにつなぎます。

（４）修学に課題を抱える人への対応

犯罪や非行をした人の中には、修学に課題を抱える人もいます。ため、次の取り組みを行います。

- 重層的支援体制整備事業などを活用し、適切な修学支援などにつなぎます。

更生保護女性会・BBS の活動のコラム

（学習支援の状況とか）

（５）民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となるためには、地域社会の理解と協力が必要不可欠であることから、次の取組みを行います。

- 民間協力者が活動しやすいよう、「社会を明るくする運動※」等を通して、再犯防止に関する正しい理解を広めます。
- 人権に関する各種研修・広報などを実施し、人権に対する正しい理解を広めます。
- 重層的支援体制整備事業などを活用し、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。

社会を明るくする運動のコラム

※ 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

第3章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

- 地域住民、保護司、更生保護女性会、BBS、協力雇用主、地域コミュニティ組織、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の支援関係機関などと協働し、くるめ支え合うプラン推進協議会や支え合い推進部会、多機関連携部会と連携して計画を推進します。
- 久留米市では、副市長と部長級の職員で構成するくるめ支え合うプラン推進会議及び次長級の職員で構成するくるめ支え合うプラン推進調整会議を活用し、分野を超えて本計画の推進に資する協議を行います。

2 計画の進行管理

- この計画の進行管理は、くるめ支え合うプランとあわせて行います。
- くるめ支え合うプラン推進協議会からの提言などを踏まえ、庁内体制等による点検・評価を実施します。
- 今後の社会状況は急激に変化していくものと見込まれることから、それらに対応するため、取組みの内容等については、地域の実情を勘案しながら、絶えず見直し・検討を行います。

【再犯防止に関係する主な機関の連絡先】

名称	連絡先	時間

再犯防止にあたっての福岡矯正管区との意見交換の様子